

令和 7 年度瀬戸市高齢者おでかけ支援推進事業（高齢者移動支援推進事業）業務委託 募集要項

1 趣旨

本仕様書は、瀬戸市が委託する「令和 7 年度瀬戸市高齢者おでかけ支援推進事業 業務委託」に適用し、業務の円滑かつ適正な実施に向けての必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

高齢者等の生きがいがづくりや介護予防（フレイル対策）のため、「地域と高齢者一人ひとりがつながる」機会を創出することを目的に、住民が主体となって取り組む移動支援（おでかけ支援）活動の業務委託を行うもの。

3 活動の対象者

65 歳以上の瀬戸市介護保険第 1 号被保険者の資格を有する市民かつ、活動のレベルに合った身体及び精神状態である者。ただし、介助者がいれば、活動のレベルに合った行動ができる者の参加を妨げない。

4 受託者となる団体

次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 定款、規約、会則等を有していること。
- (2) 団体の活動範囲に瀬戸市が含まれること。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する団体とする。なお、受託者の協力団体として、次の各号のいずれにも該当しない団体が共に活動を実施することを可能とする。
 - ア 市内の地域力向上推進組織、自治会又は自治会連合会
 - イ 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会地区社協
 - ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する団体をいう。）
 - エ ア～ウに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- (4) 団体が、暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 団体又は当該団体を構成する者が、暴力団又は暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有しないこと。
- (6) 暴力団員が、団体の役員となっていないこと。

5 業務内容

(1) 活動内容

次の各号のいずれかに該当する、高齢者のおでかけ支援を目的とした活動とする。なお、すべてに該当する活動を実施することも可能とする。

- ア 日常生活におけるおでかけ支援（委託期間中 3 回以上）
- イ イベント実施を伴う外出機会の創出（委託期間中 1 回以上）

※ 実施にあたっては、高齢者の移動を支援する手段を講じること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、委託者が認める活動

(2) 活動範囲

活動の範囲は瀬戸市域を含むものとし、おでかけ先（外出先）については、瀬戸市域に限定するものではない。ただし、市全域から広く参加者が集まる活動であることが望ましい。

(3) 活動の評価

ア 活動終了時に、委託者が指定するアンケートを参加者に対して行うこと。

イ 活動終了後の参加者の変化を追うため、活動終了から半年後を目途に、委託者が指定するアンケートを参加者に対して行うこと。

(4) 公共交通機関の活用

活動の計画にあたっては、公共交通機関を活用した計画とすることも可能とする。

6 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 業務委託料

(1) 金額

受託初年度は上限20万円とし、市予算（令和7年度予算：委託料125万円）の範囲内で算出した額とする。

※ 翌年度以降に応募申請を継続する場合、翌年度の委託料の上限は10万円とする（予定）。

(2) 支払方法

活動終了後の実績報告（令和8年3月31日まで）とともに委託者へ請求をすることとし、委託者は正当な請求のあった日から起算して30日以内に受託者が指定する口座に委託料を支払うものとする。

8 対象経費

業務委託の対象とする経費は、下表のとおりとする。

事業費		
保険料	移動支援事業保険 ボランティア保険 車両保険料等	受託者（その代表者を含む）が、活動のために加入する保険に限る。
燃料費	車両運行に要するガソリン代	活動の実施のために要する経費に限る。なお、1キロメートル当たり37円を基準に算出すること。
車両費	車両のリース料、点検整備費、 駐車場使用料等	受託者が、活動のために所有又は賃借する車両に係る経費に限る。
謝礼金	ボランティア等への謝礼金	活動の実施のために要する経費に限る。一人当たり1日1,000円を上限とする。
委託料	協力団体等への委託料	活動の実施のために委託する経費に限る。
イベント 開催費	イベント実施に係る経費	活動の実施のために要するイベント経費に限る。

事務費		
	通信費、印刷費、広報費、消耗品費、備品費等	活動の実施のために要する事務経費に限る。

9 応募方法及び受託者の決定方法

(1) 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす団体とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 応募日から選定結果通知日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ウ 応募期限の日から選定結果通知日までの間において、瀬戸市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

(2) 応募条件

- ア 1団体当たり1件まで応募できるものとする。
- イ 応募する内容は、国・県・市及び公益法人から他の補助金等が交付されていない活動であること。ただし、会計上、明確に区分できる場合は除く。

(3) 応募スケジュール（予定）

	内容	日程
①	募集要項公表	9月1日（月）
②	応募書類受付	～12月26日（金）
③	審査・選定結果通知	申請受付後1か月程度
④	契約締結	選定結果通知後速やかに
⑤	事業開始時期	契約締結後速やかに

(4) 応募書類の提出

応募を希望する者は、下記により応募書類を提出すること。

ア 提出期限

令和7年12月26日（金）午後5時必着 ※厳守

※ 上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参若しくは郵送、またはメールによるデータ提出とする。

郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度瀬戸市高齢者おでかけ支援事業業務委託 応募書類 在中」と朱書きすること。

メールによるデータ提出の場合は、メールのタイトルを「令和7年度瀬戸市高齢者おでかけ支援事業業務委託」とすること。メール到着後、市からの受領確認メールを以って、提出があったものとする。市からの受領確認メールが届かない場合は、市に確認の電話をすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 地域支援係

住 所：〒489－8701

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電 話：(0561) 88－2626

メール：koreisha@city.seto.lg.jp

エ 提出書類

応募申請書

オ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 持参若しくは郵送による提出の場合、応募書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。
- (イ) 応募申請書等の作成に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (ウ) 応募申請書提出後の追加、変更、差し替え、再提出は一切認めない。

(5) 選定方法

応募書類の記載内容を、下記の評価項目について採点し、審査員の得点の合計が満点（20点）の6割以上であった団体を、申請順に予算の範囲内で選定する。

評価項目	評価の視点	配点
活動の内容	活動は、実現可能な移動支援を含んだ計画となっているか。おでかけの目的（おでかけ先）は、本業務委託の趣旨に沿っており、公序良俗に反する内容となっていないか。活動は、新たな取り組みか。公共交通の活用も考慮されているか。	5点
活動の工夫	高齢者の生きがいがいづくりや介護予防（フレイル対策）を達成するための工夫がされているか。	5点
活動の範囲	活動が、市全域に横展開されるような広がりを期待できるか。特定の個人への支援ではなく、連区規模以上の地域住民が参加できる活動であるか。（参加者が市全域から集まることを期待できるか。）	5点
予算	実現可能な収支計画となっているか。算出方法は妥当であるか。今後、自立して活動を実施するための工夫がなされているか。	5点
計		20点

(6) 応募の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- エ 契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、応募にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(7) 審査結果通知

審査結果は、結果の如何にかかわらず書面にて通知する。

10 契約方法

- (1) 受託者の決定後は、詳細な業務の内容、開催時期及び契約条件について協議・合意した後に、随意契約により契約締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、委託者は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、随意契約により契約締結する。

11 参加者

(1) 参加者募集

参加者の募集は受託者が行うこととし、自ら作成したチラシ等を用いて広く募集に努めること。チラシ等には、市の委託事業であることが判別できるよう事業名（瀬戸市高齢者おでかけ支援推進事業）を明記すること。

(2) 参加費

参加者からの実費分の徴収を認める。なお、道路運送法及び旅行業法を考慮することとし、徴収については受託者で対応すること。

(3) 参加申込者の最低人数

活動の開催日までに参加を申し込んだ者（以下「参加申込者」という。）の人数は、下表のとおりとする。参加申込者数が下表の人数未満で実施した活動の経費は、委託費の対象外とする。

活動	最低人数
5(1)アの活動（日常生活におけるおでかけ支援）	4名
5(1)イの活動（イベント実施を伴う外出機会の創出）	8名
5(1)ウの活動（ア及びイに掲げるもののほか、委託者が認める活動）	4名

12 開催日程

(1) 決定及び周知

受託者が開催日程を決定し、委託者に報告すること。また、参加者募集のため開催周知を図ることとし、参加対象者が市全域に及ぶ場合は、広報せとを活用することも可能とする。

(2) 日程の変更

やむを得ない事情により開催日程の変更を行う時は、委託者の了解をとった上で参加者へ周知、連絡等を行うこと。

(3) 中止

災害・感染症への対応等公共の福祉のためやむを得ない理由がある時は、委託者と協議の上、実施を中止すること。中止となった場合は、日程を振り返るなどし、代替の開催を検討すること。なお、中止した回数分の委託料については支払わない。

13 実施体制

(1) 設備

活動の実施に必要な車両、資機材、機器、設備等は受託者が用意すること。

(2) 会場

活動を会場で実施する場合は、受託者が会場を確保して実施すること。

(3) 人員

活動の実施にあたっては、参加者の安全面を考慮して、人員を必要数配置すること。

14 実績報告

受託者は、委託業務の終了した日から起算して30日を経過した日又は活動を実施した日の属する年度の末日から起算して10日後のいずれか早い日までに、実績報告書及び活動内容のわかる写真を委託者に提出すること。

15 賠償保険

受託者は、利用の本実施中の事故に備え賠償保険等に参加し対応すること。
(対象経費の事業費として計上可能とする。)

16 気象警報等の発令があった場合の対応

(1) 対象となる警報等

「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」

(2) 開始前の警報等

開始時間の3時間前に(1)の警報等が発令されている場合は、事業中止とする。

(3) 実施中の警報等

実施中に警報等が発令された場合は、参加者の安全管理を配慮し、天候を見ながら参加者を帰宅させる。

17 安全管理体制の整備及び事故等に関する対応等

(1) 実施中、参加者の安全確保及び事故防止に務めること。

(2) 実施中に参加者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、速やかに参加者の家族及び市に報告するものとする。市への報告は、電話連絡及び事故報告書で行うものとする。

(3) 参加者の傷害保険については、受託者が加入等の手続きを行うこととする。ただし、受託者で既に損害保険に加入している場合は、この限りではない。

18 書類の整備及び保存年限

受託者は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

(1) 実績報告書

(2) 参加者へのアンケート調査等の結果に関する書類

(3) 参加者の傷害保険の加入状況に関する書類

(4) その他、経過記録表等の運営上必要な書類

19 個人情報の保護及び守秘義務

市、関係機関及び団体等のこの活動に従事する者は、活動実施に際して入手した個人情報の管

理にあたり、個人情報の保護に関する法律及び瀬戸市個人情報保護条例その他の関係規定を遵守し適切な管理を行うこととする。

なお、個人情報の保護の取り扱いについては、委託業務期間終了後も同様とする。

20 その他

仕様書に記述のない事項等については、委託者と協議して定めるものとする。